

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

札幌市では、国際条約「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の理念を、よりわかりやすく札幌の実態に即した形で具体的に示し、あらゆる場面での実践につなげるため、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（以下、「権利条例」という。）」を制定し、平成21年4月に施行しました。

この計画は、権利条例の理念の実現を目指して、子どもの権利の理解促進・普及に向けた取組や、子どもの参加など、具体的な実践活動を総合的かつ計画的に進めていくため、権利条例に基づき策定するもので、平成22年度に策定した第1次計画の評価検証を踏まえた第2次計画として策定するものです。

2 計画の位置付け・関連計画との関係

この計画は、権利条例第46条に基づき、条例の目的である子どもの権利の保障を進めるための「総合的な計画」であり、札幌市の取組を示すとともに、子どもの生活の場における権利保障を具現化するため、家庭、育ち学ぶ施設（学校・施設）、地域における取組を推進する性格を有するものです。

「札幌市次世代育成支援対策推進行動計画（さっぽろ子ども未来プラン）後期計画」（計画期間：平成22～平成26年度）が第1次推進計画と同様に期間満了となります。また、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含した、札幌市の子どもに関する総合的な計画である「新・さっぽろ子ども未来プラン（以下「新未来プラン」）」の策定に合わせ、その子どもの権利に関わる部分として、この計画を新未来プランの基本目標に位置づけることとし、子どもの健やかな育ちを支援する環境の充実など、深く関連する取組において整合性を図り、札幌市として一体的な施策の展開を図るものとしています。

なお、札幌市では、札幌市のまちづくり¹に関する最上位の総合計画として「札幌市まちづくり戦略ビジョン（平成25～34年度）」を策定しており、本計画は、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を上位計画とする個別計画となります。また、その他の関連する各施策分野の個別計画などの整合性に配慮しています。

3 計画期間

平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までの5年間とします。